

新型コロナウイルスの対応について（第 27 報）

2021 年 5 月 10 日

緊急事態宣言の期間延長および、対象拡大について

政府は 5 月 7 日、東京、大阪、兵庫および、京都に発出している緊急事態宣言を 5 月 31 日まで延長し、また、愛知、福岡も 5 月 12 日から 5 月 31 日まで対象に追加しました。併せて北海道、岐阜および、三重に 5 月 9 日から 5 月 31 日まで「まん延防止等重点措置」を追加適用し、宮城を除外することを決定しました。

当社は今回の決定を受け、名古屋本社、東京地区および、札幌支店において、業務等を継続することを前提とした在宅勤務を 5 月 31 日まで継続します。

なお、やむを得ず出勤する場合は、通勤混雑を避けるために、始業時間を最大前後 1 時間ずらす範囲での「時差出勤」を認めます。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。